

《ご契約の契約日または共済期間の始期が令和8年3月31日以前の
建物更生共済・生命総合共済等にご加入の皆さまへ》

JA共済からのお知らせ

～共済約款の一部変更について（令和8年4月）～

平素はJA共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA共済では、令和8年4月1日に建物更生共済・生命総合共済等の約款変更を行います。
令和8年3月31日以前を契約日または共済期間の始期とすることにご契約においても、その変更内容を適用しますので、ご加入の皆さまへお知らせいたします。

1. 共済約款の変更内容等

(1) 建物更生共済の約款変更（自動保障となる工作物へのサイクルポートの追加）

① 対象となるご契約

平成29年4月1日以後を契約日とする建物更生共済契約

② 変更の背景

現行の建物更生共済において、カーポートを自動保障工作物の対象としていることに対し、カーポートと用途・構造が類似しているサイクルポートについては、自動保障工作物の対象外としており、組合員・利用者の皆さまにとっての分かりにくさが生じていました。

よって、組合員・利用者の皆さまにとっての保障内容の分かりやすさ向上を目的に、自動保障範囲を拡大します。

③ 変更の内容

現在の自動保障工作物に、新たに「サイクルポート」を追加します。

なお、令和8年4月1日以後にサイクルポートに対して発生した事故により約款上の支払要件を満たす場合を支払対象とします。

※この変更による共済掛金および協定共済価額への影響はありません。

区 分	内 容
ア. 付属建物	物置、納屋または車庫
イ. 工作物	門、塀、垣、カーポートまたは <u>サイクルポート</u>

(2) 生命総合共済等の約款変更（健康保険証の廃止に伴う共済金等の代理請求時における必要書類の変更）

① 対象となるご契約

平成6年4月1日以後に締結されたご契約（生命総合共済）

ア. 終身共済契約	ス. 介護共済契約
イ. 引受緩和型終身共済契約	セ. 一時払介護共済契約
ウ. 一時払終身共済（平 28.10）契約	ソ. 生活障害共済契約
エ. 定期生命共済契約	タ. 特定重度疾病共済契約
オ. 定期生命共済（逡減期間設定型）契約	チ. 認知症共済契約
カ. 養老生命共済契約	ツ. 年金付終身共済契約
キ. こども共済契約	テ. 三大疾病前払付終身共済契約
ク. 一時払養老生命共済契約	ト. 積立型終身共済契約
ケ. 予定利率変動型年金共済契約	ナ. 満期専用入院保障付終身共済契約
コ. がん共済契約	ニ. 年金共済契約
サ. 医療共済契約	ヌ. 定期医療共済契約
シ. 引受緩和型医療共済契約	ネ. 引受緩和型定期医療共済契約

平成6年3月31日以前に締結されたご契約

ア. 終身共済契約
イ. 養老生命共済契約
ウ. 年金共済契約

※ 上記のほか、団体定期生命共済契約、財産形成貯蓄共済契約および財産形成給付金共済契約についても対象となります。

② 変更の背景

共済金等の代理請求時において、代理人と被共済者が同一生計であることの確認が必要な場合には「健康保険被保険者証の写し」を取得してきましたが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、従来の健康保険被保険者証が廃止されることとなりました。そのため、共済金等の代理請求時における必要書類の変更を行います。

③ 変更の内容

代理人（指定代理請求人）と被共済者が同一生計であることの確認が必要な場合に、「健康保険被保険者証の写し」に代えて、「代理人（指定代理請求人）が被共済者と生計を一にしている事実を証明する組合が認めた書類」による確認を可能とします。（「資格確認書の写し」等による確認を行います。）

※ この変更による共済掛金への影響はありません。

2. 変更後の共済約款の内容

別紙「令和8年3月31日以前を契約日または共済期間の始期とすゝ契約において適用する共済約款の変更内容について」のとおり。

3. 効力発生時期

令和8年4月1日

以 上